

評価細目の第三者評価結果

（保育所、地域型保育事業）

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	<p>【理念共有を軸に対話型の目標形成が機能している】</p> <p>理念・基本方針は重要事項説明書に記載され、入園説明会で説明のうえ確認書を得るなど、利用者への周知の機会を確保している。変更時にも懇談会等で説明する姿勢が認められる。職員に対しては年度初めの全体会議で周知し、さらに法人事業計画の提示後、職員をグループに分け次年度目標を協議することで、理念と計画を自分事として理解する機会を設けている点は評価できる。今後は、周知状況を点検し、日常の判断場面と結びつけて振り返る機会を重ねることで、理念の実践への浸透が一層進むと期待される。</p>

I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	<p>【外部環境と経営状況を踏まえた運営基盤を形成している】</p> <p>園は本部からの情報発信を通じ制度改正や業界動向を把握する経路を確保しているほか、市役所への確認や未就園児事業の実施を通じて地域の子育て状況に目を向けている。また、月次収支資料を確認し、本部へ相談できる体制も整っており、経営状況を意識した運営基盤は形成されているといえる。一方で、得られた情報を園として整理し、園児数の動向や利用状況、保護者ニーズ等と関連づけて振り返る仕組みには更なる深化の余地がある。今後はデータを定期的に可視化し職員間で共有することで、よりの確で主体的な意思決定へとつなげていくことが期待される。</p>
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	<p>【課題を共有し改善へつなぐ組織的風土が形成されている】</p> <p>園では行事後の保護者アンケートや各種会議を通じて現場の声を丁寧に拾い上げ、課題を共有しながら改善へと結びつけている。ノー残業デーやノーコンタクトタイムの導入、用務員や保育補助の配置による業務分担の見直しなど、働き方と保育の質を両立させようとする具体的な取組も継続されている。また、丁寧な園児学対応や未就園児事業、情報発信の工夫を通じて園児確保にも主体的に向き合っている点は評価できる。今後は抽出した課題を整理し優先順位や期限を明確にすることで、改善活動の持続性と組織的推進力がさらに高まることが期待される。</p>

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	<p>【理念と整合した中長期ビジョンを描き園の方向性を明確化している】</p> <p>園は少子化や保育ニーズの多様化といった外部環境の変化を踏まえ、中長期計画を策定し、保育の質の向上、安全・安心の確保、人材育成、地域との連携という四つの柱で園の方向性を整理している。子どもの主体性を尊重する保育、異年齢保育、育児担当制の定着など、理念と具体的実践を結び付けた構成となっている点は高く評価できる。今後は段階ごとの到達像や成果を測る視点をより明確にすることで、計画の進捗が可視化され、組織全体で共有しやすくなり、実効性がさらに高まることが期待される。</p>
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	<p>【中長期の方向性を単年度計画へ接続する実践的基盤が整えられている】</p> <p>園は中長期計画で示した理念や重点目標を踏まえ、単年度の取組へ展開し、個人の目標カードに具体的行動として落とし込んでいる。乳児の育児担当制や幼児の探究的活動など、理念と日常保育が連続する構造は明確であり、行事も日々の保育の延長として位置付けられている。さらに係活動や半期ごとの振り返りを通じて実践を見直す仕組みも機能している。一方で、中長期の柱と単年度目標の対応関係をより整理し可視化することで、計画の一貫性が高まり、職員の理解と実行力がより一層強化されることが期待される。</p>
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b	<p>【会議体と目標管理を通じた計画推進体制が機能している】</p> <p>園は法人の事業計画を踏まえ、全職員参加型で園の事業計画を策定し、係活動や目標カードへと具体的に展開している。リーダー会議や乳児・幼児会議、クラス会議等を通じて意見を集約し、半期ごとに目標の進捗を確認する仕組みも整えられている。行事後の振り返りも次年度改善へと接続されており、計画を単なる文書にとどめない実践的かつ継続的な運用がなされている点は評価できる。今後は、進捗確認や評価の時期・手順をより明確に共有することで、計画実行の再現性と組織的な推進力が一層安定的に高まることが期待される。</p>
I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b	<p>【保護者との丁寧な共有を基盤に理解の更なる広がりが期待される】</p> <p>園は重要事項説明書や懇談会を通じて方針や変更点を丁寧に説明し、理解を得る姿勢を大切にしている。また、園のしおりを更新し全家庭へ配布するなど、理念や基本的な考え方の周知にも取り組んでいる。こうした積み重ねにより、保護者との信頼関係は概ね良好に形成されている。一方で、年間事業計画そのものの内容や背景、ねらいまでを体系的に共有する機会は限定的である。今後は計画の要点を整理した資料や発信方法を工夫することで、園の方向性への理解と共感がさらに深まることが期待される。</p>

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	【評価スケールを軸に保育の質向上サイクルが機能している】 園は年1回評価スケールを実施し、園長・主任・リーダーが分析を行い結果を公表するなど、保育の質を可視化する仕組みを有している。評価結果をもとに改善を重ねてきた点は、PDCAを意識した運営として評価できる。2025年度より正規職員全員で評価スケールを実施し、自らの保育を客観視する機会を広げたことは、組織的な質向上への前進である。一方、改善内容の共有方法には工夫の余地があり、評価結果を全職員で検討する場を定期化することで、質向上の取組がより組織文化として定着すると期待される。
I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	【評価結果を基盤に改善を進める姿勢が組織に根づいている】 園は評価スケールの結果を公表し、改善点を抽出して実行に移す姿勢を有している点は評価できる。実際に改善が図られている事項も確認でき、評価結果を形骸化させない運営意識がうかがえる。一方で、細部に関する課題の整理や、改善計画を文書として明確化し、全職員で共有する仕組みには充実の余地がある。今後は課題・担当・期限・検証方法を整理し、振り返りを定例化するとともに、改善過程そのものを可視化し記録として蓄積することで、改善の連続性と組織的学習の深化がさらに高まることが期待される。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	【対話型の組織運営を基盤に、役割明確化の更なる深化が期待される】 園長は年度初めの職員会議において運営方針や年間目標を示し、グループワークを通じて全職員が目標設定に参画する仕組みを構築している点は評価できる。理念を園の実情に落とし込み、対話を重ねながら方向性を共有する姿勢は、ボトムアップ型の組織運営として機能している。一方で、職務分掌や役割分担の文書は更新や周知の面で伸び代が認められる。有事を含めた権限委任や責任範囲を改めて整理し、視覚的に分かりやすく示すことで、職員の理解と安心感はさらに高まり、組織としての一体感が一層強化されることが期待される。
II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	【法令遵守を保育の質向上に結びつける姿勢が育まれている】 園は法人マニュアルを基盤に法令遵守の姿勢を維持し、行政や本部と適切な関係を保持している。また、事故対応や虐待防止に関する研修実施のなど、実務面での遵守意識も確認できる。法令を単なる規則としてではなく、保育の質と子どもの権利擁護を支える前提として捉えようとする姿勢は評価できる。一方で、法令理解を体系的に整理し、経営・労務・個人情報・環境配慮等を横断的に学ぶ枠組みに関しては園も伸び代があると認識している。今後は定期的な確認機会の設定や資料整備を通じ、組織全体での理解の深化と実践力向上が期待される。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	【対話と育成体制を軸に保育の質向上を牽引している】 園長は自らも学び続ける姿勢を示しつつ、新人・中堅・リーダー層に応じた研修機会を設け、メンター制度やリーダー育成を通じて保育の質向上に取り組んでいる。目標カードを活用し、具体的なアクションプランを設定する仕組みも整えられており、組織として育成に向き合う姿勢は明確である。また、若手職員を中心に行事を任せる実践は、主体性と成長を促す機会となっている。一方で、保育の質の現状をどのような指標で把握し、改善を可視化するかについては整理の余地がある。質の向上プロセスを言語化し共有することで、園全体の学習循環はさらに深化すると考えられる。
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b	【保育の質向上に向けた主体的な取組が組織的に機能している】 園長は月次報告書を確認し、本部と連携しながら経営状況を把握している。また、保育士が保育に専念できるよう用務員や保育補助を配置するなど、業務の実効性向上に具体的に取り組んでいる点は評価できる。午後の人員体制の安定化にも配慮しており、働きやすい環境整備への意識は明確である。一方で、経営分析の視点や改善の方向性を職員と共有する仕組みには伸び代がある。経営状況と現場運営の関係を分かりやすく示すことで、職員一人ひとりの当事者意識が高まり、組織全体の实効性はさらに高まることが期待される。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	【戦略的な人員配置と職種活用が機能している】 園は人員配置を安定的に確保し、保育士が保育に専念できるよう用務員や保育補助を配置するなど、職種特性を活かした業務分担を実践している。午後の人員変動にも柔軟に対応し、現場負担を軽減する仕組みが機能している点は評価できる。また、若手への役割付与やリーダー育成の意識も見られ、人材を「確保する」だけでなく「活かす」姿勢が認められる。一方で、中長期的な人材構成や育成方針を明文化することで、現在の実践的取組がより体系的に整理され、持続的な体制強化へとつながることが期待される。	
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	【法人制度を土台に園独自の人事運用が機能している】 人事基準や就業規則は法人規程として整備され、制度的基盤は確立している。園では目標カードを用いた目標設定と中間・期末面談を通じ、育成と評価を実質的に運用している点は評価できる。また、得意分野を活かした配置や若手への役割付与など、成長機会を意図的に設けている姿勢も認められる。一方で、法人の等級制度や処遇体系と園内での役割拡大や成長段階との関係をより明確に言語化し共有することで、職員が将来像を描きやすくなる。制度と実践の接続をさらに強めることで、総合的人事管理の実効性は一層高まると考えられる。	

<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>b</p>	<p>【働きやすさと挑戦機会を両立する職場環境が構築されている】 園は勤務状況や休暇取得をシステムで把握し、希望休の調整やノー残業デー、ノーコンタクトタイムの導入など、業務負担軽減とワーク・ライフ・バランスの両立を図っている。休憩時間の確保や得意分野を活かした役割付与により、職員が安心して力を発揮できる環境が整えられている点は評価できる。また、若手に挑戦機会を与えつつチームで支える風土も見られる。一方、面談を通じた意向把握の質をさらに高め、把握内容を計画的改善へ結びつける仕組みを強化することで、組織の安定性と成長力は一層高まると考えられる。</p>
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人一人の育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>【目標管理を通じた主体的成長支援体制が機能している】 園は目標カードを活用し、職員一人ひとりが目標と具体的アクションプランを設定する仕組みを整えている。中間・期末面談を通じて進捗を確認し、停滞時には原因を共に考える姿勢が見られ、単なる管理ではなく育成を意識した運用が行われている点は評価できる。また、若手に役割を与え挑戦を促す風土も育成の実践例として認められる。一方で、園も認識している通り、中長期的成長像を起点とした目標設計を一層明確化することで、育成の一貫性と納得感はさらに高まると考えられる。主体的成長を支える体制の深化が期待される。</p>
<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	<p>b</p>	<p>【実践と結び付く研修体制が機能し体系化に期待が持てる】 園は新人・中堅・リーダー層に応じた園内研修を実施し、法人内研修や外部研修も計画的に活用することで、学びの機会を確保している。受講後は報告書の提出や会議での共有を通じて内容を還元しており、研修が実務改善や保育の質向上へ接続している点は評価できる。一方で、期待する職員像や必要とされる専門性を研修計画の中で明確化し、園が目指す保育との対応関係を体系的に示す余地がある。今後、振り返りと次年度計画への反映を構造化することで、研修が組織的成長の循環としてさらに強化されることが期待される。</p>
<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人一人の教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>b</p>	<p>【職員一人ひとりに応じた研修機会が組織的に機能している】 園は職員一人ひとりの経験や役割に応じて受講してほしい研修を計画し、法人研修とのバランスを踏まえながら機会を確保している。外部研修は案内時点で周知され、希望者が参加できる環境が整えられている。受講後は概ね3日以内に報告書を提出し、会議で共有するとともに閲覧可能な形で保存するなど、学びを組織へ還元する運用が定着している点は評価できる。今後は研修内容が実践にどのように反映されたかを振り返る場を意図的に設けることで、学びの応用と組織的蓄積がより一層深化すると期待される。</p>

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	【法人プログラムを基盤とした実習受入体制が整備されている】 法人内に実習生の育成プログラムが整備されており、園はこれを活用して受け入れを行う体制を有している点は評価できる。園長・主任が内容を理解し、基本姿勢や留意点を踏まえて運用していることは、実習の質の確保に資する。一方で、現場職員（パートナー）に理解のばらつきがあるとの認識が示されていることから、受け入れ時の役割分担や指導ポイントを簡潔に整理し、事前オリエンテーションやチェックリスト等での共有が望まれる。園内で共通理解が一層進めば、実習生の学びの質が高まり、受け入れ側の保育の振り返りと専門性向上にもつながる好循環が期待される。

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	【地域社会に開かれた情報発信体制の更なる充実が期待される】 園はSNS等を活用し日々の活動を発信するほか、公表制度や自己評価の公開など、外部への情報開示に取り組む姿勢が見られる。一方、園としては地域へ向けた情報公開が十分ではないと認識しており、園の理念・方針、苦情相談体制、第三者評価の受審状況等を、閲覧しやすい形で整理し継続的に示す点には充実の余地がある。今後、発信内容の目的と対象（利用希望者・地域・関係機関）を明確化し、媒体ごとに情報を体系立てて公開することで、透明性が高まり、地域に開かれた園運営として一層の信頼獲得が期待される。
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	【法人基盤を活かした監査体制が園運営の安定性を支えている】 事務・経理・取引等に関するルールや監査は法人が実施し、近隣系列園の園長による内部監査も行われており、外部性を担保した点検体制が整えられている点は評価できる。一方で、園内において職務分掌や権限・責任の理解が均質化するよう、監査の趣旨や指摘事項、改善内容を必要な範囲で共有し、職員が日常業務の根拠として参照できる形にすることが望まれる。これにより、適正な事務運営への当事者意識が高まり、ルール遵守が「仕組み」として定着し、透明性の高い運営の維持につながると考えられる。

II-4 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	【計画段階にある取り組みを実施し、状況に応じて地域交流機会の再構築が望まれる】 「全体的な計画」等において社会とのつながりを育む方針を明文化し、SNSやポスターを活用して地域へ情報発信している。毎月開催する「ふれあい保育」を定例化し地域住民との接点を持っているが、2024年度より開始した未就園児支援事業「ひだまりLEMON」については、2025年度1月時点で実施に至っておらず、年度末の開催の具体化に向けた取組の推進が期待される。また、以前行われていた高齢者施設での4・5歳児による歌やよさこいの披露といった交流活動は、感染症予防の観点から現在は休止しているが、再開された際には積極的に交流を深めていく意向であり、今後に期待したい。

<p>Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>a</p>	<p>【ボランティアを積極的に受け入れる体制を整備しており地域社会との関わりを広げている】 「全体的な計画」やマニュアルにおいてボランティア受け入れの基本姿勢を明文化し、事前のオリエンテーションや誓約書の取り交わしなどの受け入れ体制を整備している。夏休みボランティアへの協力や、高校生や学生ボランティアの積極的な受け入れを行っており、次世代の育成と地域交流に貢献。また、近隣の養成校の催しに園児が参加して交流を深めるなど教育機関との連携も図られている。ほか、園の特色ある活動である茶道を活かし、地域の方を招いたお茶会の開催を計画するなど、独自の視点で地域との繋がりを深める取り組みを計画している。</p>
<p>Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。</p>		
<p>Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>b</p>	<p>【必要に応じて関係機関と連携を図り、子どもと保護者を支援する体制を構築している】 計画や重要事項説明書において行政や医療機関、緊急通報先等の社会資源リストを整備し、緊急時に迅速に対応できる体制を整えている。日々の職員会議や各種会議では支援が必要な子どもに関する情報を共有し、特に医療的ケア児の保育では主治医と連携した酸素管理等のケアを実践するなど、専門機関との密な連携体制が機能している。また、虐待防止マニュアルに基づく要保護児童対策地域協議会等との連携フローも明示されている。個別のニーズや問題発生時には関係機関と連携を図り、速やかに対応する体制が機能している。</p>
<p>Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
<p>Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>b</p>	<p>【地域の福祉ニーズを把握するとともに、課題に対応し、地域の社会資源として機能を担っている】 市内私立保育園連絡会や要保護児童対策地域協議会等への参画を通じ地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。さらに地域課題の一つである医療的ケア児の受け入れを行い、医療機関や療育機関、看護師と連携して個別のニーズに応じており、地域の社会資源として独自の機能を担っている。また、ボランティアや職場体験の積極的な受け入れを通じ保育所の専門性を地域に還元している。今後は未就園児親子向けの「ひだまりLEMON」の開催や茶道のお茶会を通じた地域住民との交流活動が計画されており、更なる地域ニーズの把握と関係構築が期待される。</p>
<p>Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズ等に基づく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>b</p>	<p>【保育の専門性を地域に還元し、地域との関係構築を進めている】 事業計画に基づき、未就園児親子を対象とした支援事業や定期的な園庭開放を実施し、育児相談を通じて保育の専門性を地域に還元している。近隣農家との連携による収穫体験や、中学生の職場体験・ボランティアの受け入れは、地域住民や関係機関との協働を通じたコミュニティ形成に寄与している。一方、防災面では「こども110番の家」登録やBCP策定など体制整備が進んでいるが、地域住民を視野に入れた防災機能の位置付けについては、今後の整理と発展の余地がある。こうした視点を計画的に具体化することで、公益性はさらに高まると考えられる。</p>

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-1 (1) -① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	【人権マニュアルや研修を通じ子どもを尊重した保育実践の共通化が図られている】 法人独自の「ポリシーブック」や「子どもの人権マニュアル」の読み合わせ、年2回のセルフチェック、研修の実施を通じて、子どもの権利を尊重する姿勢について職員間の共通理解を図っている。乳児期の育児担当保育を通じて愛着形成の重要性を共有し、幼児期にはコーナー保育やつながる保育により主体性を尊重する実践へと具体化している。また、医療的ケアが必要な子どもも含めた共育の環境づくりや、多様な文化に触れる食育活動などを通じて、多様性を自然に受け止める土壌が形成されている。
Ⅲ-1-1 (1) -② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	【規程に基づくプライバシー配慮と運用の深化が期待される】 「個人情報管理規程」に基づき、職員・実習生との誓約書の取り交わしや書類へのイニシャル記載の徹底など、情報管理体制は整備されている。保護者へも重要事項説明書を通じて個人情報や発信ルールを説明し、同意を得る運用がなされている。設備面でもプール時の目隠し設置や着替え時のついたて活用など羞恥心への配慮が確認できる。一方、おむつ交換場面等の具体的手順については理解の均質化に伸び代があり、今後さらなる確認と共有を重ねることで、組織としての配慮水準が一層高まることが期待される。
Ⅲ-1-1 (2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-1 (2) -① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	【利用希望者が必要な情報を的確に得られる工夫がなされている】 ホームページや各種情報媒体を活用し、写真等を用いて保育の様子を視覚的に分かりやすく発信している。見学時には事前アンケートにより利用希望者の関心事項を把握し、それに基づいた案内とQ&A資料の配布を行うなど、限られた時間内でも必要な情報が整理して得られるよう工夫が見られる。詳細な運用説明は利用決定後に段階的に行われるが、見学後のフォロー等についても充実を図ろうとする姿勢が示されており、利用希望者との丁寧な関係構築に向けた取組が進められている。
Ⅲ-1-1 (2) -② 福祉サービスの開始・変更に当たり利用者等に分かりやすく説明している。	b	【新入園児・進級児双方に対し丁寧な説明体制を整えている】 入園説明会では「重要事項説明書」等を用い、園の特徴である「育児担当保育」や「つながる保育」の意義を含めて丁寧に説明している。全体説明後には職種別の相談ブースを設置し、管理栄養士によるアレルギーや離乳食相談、リーダー保育士による個別対応を通じて、保護者の具体的な不安解消に努めている。また、進級児に対しては懇談会を通じて変更点や頻出事項を共有し、重要事項説明書改訂時には全家庭へ配布し書面で同意確認を行うなど、契約内容の透明性と保護者の納得感を確保した運営が行われている。

<p>Ⅲ－１－（２）－③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等に当たり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>【転園・卒園後も見据えた継続的な関係づくりを行っている】 園では卒園児との長期的なつながりを大切に、卒業式の写真を含めた卒園アルバムを後日手渡しすることで、小学一年生となった子どもが再来園し成長した姿を職員に見せる機会を設けている。また、卒園児対象の同窓会を定期的開催し、節目ごとに旧交を温められる場を提供している点は評価できる。一方で、退園時の説明については、相談可能である旨を伝えているものの、その周知方法や具体的案内には充実の余地がある。今後は継続的な支援窓口をより明確に示すことで、卒園後も安心して頼れる関係性が一層強まることが期待される。</p>
<p>Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上上に努めている。</p>		
<p>Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>【多面的な意向把握を通じて満足度向上を図っている】 日々の保育ではICTシステムを活用した記録により子どもの様子を共有し、保護者に対しては本部による入園時調査に加え、園独自に半期に一度の行事後アンケートを実施している。個人面談や懇談会、意見箱など複数の機会を設け、把握した要望は職員会議で検討し運営改善へつなげる体制を整えている点は評価できる。一方で、園自身も現行の手法に限界があるとの認識を有しており、より多角的な意向把握の在り方を模索している。今後は収集から分析・共有までの流れを一層明確化することで、満足度向上への循環がさらに強まることが期待される。</p>
<p>Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
<p>Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>	<p>【外部委員設置と周知徹底により苦情解決体制を確立している】 「苦情の対応に関する実施要綱」に基づき、施設長を責任者、主任保育士を受付担当者とし、地域の区長や元PTA役員等の第三者委員2名を設置するなど、組織的な苦情解決体制が整備されている。内容は重要事項説明書への明記や入園時説明、園内掲示により周知が図られているほか、事務所前に意見箱を設置し、保護者が意見を伝えやすい環境を構築している。申し出に対しては事実確認と対話による解決を基本とし、経過と結果を記録・保管し、プライバシーに配慮した形で公表する仕組みが機能しており、透明性の高い運営がなされている。</p>
<p>Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>a</p>	<p>【多様な相談窓口と配慮ある空間設定により安心して意見を述べられる環境を整えている】 重要事項説明書において、苦情解決責任者や担当者に加え、中立的な第三者委員を含む複数の相談先や方法を明記し、掲示や配布を通じて保護者が状況に応じて選択できることを周知している。事務所前にはご意見箱を設置し、事務所も開放的な空間とすることで、送迎時に気軽に声を掛けられる雰囲気や醸成している。さらには、プライバシーに関わるセンシティブな相談に対しては、周囲を気にせず話せる別室を確保し、十分な時間を設けて個別に丁寧に対応するなど、心情に配慮した環境設定と柔軟な相談体制を整えている。</p>

<p>Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>a</p>	<p>【マニュアルに基づき、案件発生時は職員間で速やかに情報を共有し、迅速に対応している】相談や意見への対応については、「苦情の対応に関する実施要綱」を基に、案件が発生した際には職員間で情報を共有・精査し、必要に応じて面談の場を速やかに調整するなど、組織的に対応している。園では「親子遠足の時期変更」に関する保護者からの要望に対し、会議での検討を行い次回の開催時期を6月から11月へ変更するなど、保護者の声を具体的な改善へと反映している。また、対応手順の見直しやマニュアル改定を行った際には、職員連絡ノートや社内連絡ツールを用いて全職員への周知・浸透を図ることで対応のバラつきを防いでいる。</p>
<p>Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p>		
<p>Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	<p>b</p>	<p>【園長・主任を中心とした責任体制のもと、マニュアル整備や実践的な研修を行い、スキル向上を図っている】園長を責任者、主任保育士を副責任者とする体制のもと、業務マニュアルの整備やAED・ショック時の緊急注射キット講習などの実践的な研修を実施し、職員への手順の周知とスキルの向上を図っている。リスク管理については、専門委員会の設置には至っていないが、リーダー会議において分析や対策の検討を行っている。一方で、決定事項の伝達においては、リーダー層と現場職員との間に意識の温度差が生じていることを課題として認識している。この課題を踏まえ、今後は中堅職員を検討の場に参画させ、現場の視点を反映させた実効性の高い組織づくりを目指している。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>【実践研修と迅速対応を軸に感染拡大防止と安全確保を図っている】ガイドラインおよび自園のマニュアルに基づき、園長が全体を統括し、看護師を中心とした感染症管理体制を確立している。看護師は、嘔吐物処理、てんかん発作時等の対応について実践的な園内研修を定期的実施し、職員の対応方法の標準化を図っている。さらに、日常的な予防策として、子どもたちに対して手洗いチェッカーを活用した視覚的な指導を行い、衛生に対する意識の向上に取り組んでいる。感染症発生時には、隔離対応や行政への報告を行うとともに、玄関掲示等で迅速に情報を提供し、家庭と連携しながら感染拡大防止に努めている。</p>
<p>Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>【業務継続計画に基づく役割分担の明確化と実効性の高い災害対策を推進している】業務継続計画に基づき、園長を責任者とする防災組織体制を確立し、情報収集や救護等の役割分担を明確にしている。洪水浸水想定区域という立地特性を踏まえ、近隣校への避難や垂直避難の検討、ハザードマップによる経路確認等の対策を講じている。園児の安否確認には連絡帳アプリや法人チャット等のICTを活用し迅速に対応している。備蓄面では期限の迫ったアルファ米をおやつとして提供し計画的に入れ替えている。毎月の避難訓練では地震や不審者対応など様々な想定で実施し、引き取り訓練では災害時を想定した動きを確認している。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
<p>Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</p>	<p>a</p>	<p>【標準化ツールとメンター制度による質の向上と、個々の発達に寄り添う柔軟な保育を展開している】 法人のポリシーブックや動画マニュアルなどの標準化ツールを活用し、本部策定の基本計画を園およびクラスの指導計画へ具体化することで、理念と整合性のある保育を実践している。実施方法の浸透にあたっては、マニュアル活用に加え、メンター制度による個別指導や自己評価表を用いた振り返りを取り入れ、職員一人ひとりの理解度と実践力を組織的に高めている。さらに、子どもの興味や発達段階に応じた環境構成や個別配慮を行い、一人ひとりの育ちに寄り添った保育を展開し、標準化を図りながらも画一的な対応にならないよう努めている。</p>
<p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	<p>b</p>	<p>【定期的な評価に基づく見直しを継続し、検証の質の深化が期待される】 標準的な実施方法の見直しについては、毎年実施する「保育環境評価スケール」の結果や、3か月ごとに行う「全体的な計画」の振り返りを通じて、定期的実施している。マニュアル改訂時には、現場での実行可能性を職員間で協議するとともに、保護者の要望を踏まえ行事日程を変更するなど、柔軟な対応が行われている。一方で、期中の見直しにおいては、改善後の効果を明確に言語化し共有する仕組みに更なる伸び代がある。今後は検証結果の可視化と共有を進めることで、見直しの実効性が一層高まることが期待される。</p>
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画（個別支援計画）を適切に策定している。</p>	<p>b</p>	<p>【外部機関や専門職と連携した個別支援を実践し、保護者との合意形成の深化が期待される】 アセスメントにあたっては、職員会議や週案会議を通じて多職種が連携し、各職種の専門性を活かした協働を行っている。栄養士は喫食状況や食具選定について助言し、配慮を要する子どもの計画には看護師が中心となって立案に関与している。支援が難しいケースでは外部専門機関と連携し、具体的援助へつなげている点は高く評価できる。一方、保護者との共有は日々の対話を中心としていることから、今後は書面や記録様式を活用した説明機会を設けることで、合意形成の質と継続性が一層高まることが期待される。</p>
<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画（個別支援計画）の評価・見直しを行っている。</p>	<p>b</p>	<p>【子どもの姿に応じた計画見直しを行い、手順の明確化と反映の深化が期待される】 指導計画については、子どもの姿に応じて随時見直しを行い、修正が必要な場合には職員会議で検討している。変更内容はICTシステムや会議ノートを活用して共有されており、組織的運用は概ね安定的に機能しているといえる。一方、年間計画の修正手順の整理や、保護者への計画説明・合意形成の方法については更なる充実の余地があると認識している。今後はクラスだより等の活用や三か月ごとの振り返りを通じて、具体的アクションを明確化し次期計画へ確実に反映させる仕組みの強化が期待される。</p>

Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
<p>Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況（個別支援計画）の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	<p>a</p>	<p>【ICT導入と様式統一により、全職員がリアルタイムに情報を共有できる体制を整えている】ICTシステムを導入し、統一様式で記録を行うことで、全職員が端末を通じてリアルタイムに情報を閲覧・共有できる体制を整えている。職員会議では気になるケースを口頭で補足し合い、会議録のファイリングや社内連絡ツールを併用することで、雇用形態にかかわらず情報が行き渡る運用がなされている。記載内容の均質化に向け、2025年には園独自の記録ルールを整理するマニュアル整備も進めている。さらに、記録を振り返り保育改善に活かす視点も重視している。ハードとソフトの両面から情報管理の質を高めている点は評価に値する。</p>
<p>Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>b</p>	<p>【アクセス制御と規程整備を基盤に、理解浸透の深化が期待される】「個人情報管理規程」等を整備し、法人本部の総務部長を責任者とする管理体制のもと、記録の生成から廃棄までの流れを明確化している。電子データのアクセス制御や書類の施錠管理に加え、実習生への誓約書提出や記録へのインシヤル使用の徹底など、外部関係者を含めた情報保護に取り組んでいる点は評価に値する。また、個人情報の取扱いについては入園時に保護者へ説明し同意を得る運用もなされている。一方、個人情報保護に特化した研修については更なる充実の余地があるとの認識を有しており、今後の理解浸透の深化が期待される。</p>

A 個別評価基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a	<p>【理念及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供している】 乳児保育における育児担当制と、発育発達に合わせた計画作成は、子どもの健やかな成長を支える上で重要な意味を持っている。乳児期の担当制による安心感が幼児期の主体的な挑戦を支え、それが就学に向けた自律性へとつながっていく一連の流れは、全体的な計画の根幹である。一人ひとりの発達を見極めた個別計画と、それを支える育児担当制が連動することで、子どもは自ら環境に関わる力を育み、主体的に生活する基盤を形成している。更に、家庭との連携を通じて育ちを共有する姿勢も確認でき、理念が保育実践に具体化されている点は評価に値する。</p>
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地良く過ごすことのできる環境を整備している。	a	<p>【子どもが安心して自己を発揮できる環境構成が行われている】 園舎は自然豊かな立地を活かし、木のぬくもりを感じられる設計となっている。単に整然とした空間を維持するにとどまらず、子どもの好奇心を刺激する仕掛けが随所に設けられ、主体的な探究を促す環境として機能している点が特徴的である。個を尊重する柔軟な環境構成が意識され、特別な支援を必要とする子どもを含め、一人ひとりの発達過程に応じた配慮がなされている。外遊びや室内活動（リトミック、チョーク造形等）においても、子どもが自ら選択できる機会が確保されており、興味や発達に応じて場を調整する姿勢が確認できる。</p>
A-1-(2)-② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	<p>【主体性と情緒の安定を基盤とした保育が実践されている】 0~2歳児においては、特定の保育士が継続して関わる育児担当制を通じて、「この人は自分を分かってくれる」という安心感を育み、愛着関係の形成と情緒の安定を図っている。活動は大人主導ではなく、子どもが「何をしたいか」を選択できる環境を整えることで、乳児期から主体性の芽を育てている。幼児期においては、選択の経験を基盤に、友達との相談やルールづくりへと発展させており、対話を通じた社会性や思考力の育成へとつなげている。子どもの意欲を尊重する姿勢が一貫して確認できる。</p>
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身に付けることができる環境の整備、援助を行っている。	a	<p>【個別的生活援助が主体的活動を支える基盤となっている】 子どもの体調や排泄、食事などのわずかな変化を丁寧に捉える個別性の高いケアは、子どもが「自分は大切にされている」という安心感を育む基盤となっている。この情緒の安定があることで、子どもは外部環境への関心を広げ、自ら探索しようとする意欲を発揮している。冬の自然事象に触れる活動では、氷の冷たさや霜柱の感触、光の反射などを五感で体験し、気づきや発見を重ねている。基本的な生活習慣の確立と主体的な探究活動が相互に支え合う環境構成が確認でき、その積み重ねが子どもの自律的な成長を着実に後押ししている。</p>

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>【自己決定の機会を保障する環境構成が行われている】 環境を通して子どもの意欲を引き出す保育が展開されている。外部研修で得た専門的知見（チョークアートやブラックライト等）を単なる知識にとどめず、日常の保育場面へと還元している点は評価できる。活動の導入においては「興味を持った子から」という柔軟な姿勢をとり、子どもが自ら選択する機会を保障している。大人の指示による一斉活動ではなく、試行錯誤の過程を尊重する運用がなされており、結果よりもプロセスを重視する姿勢が確認できる。子どもの自己決定感を育む環境が整えられているといえる。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>【乳児期における養護と教育の一体的展開が確認できる】 乳児期においては担当制保育を取り入れ、情緒の安定を基盤としながら、生活の営みそのものを学びへとつなげる環境構成が行われている。単に安全確保や生活援助を行うにとどまらず、その過程を通じて子どもの感性や知的関心を育む姿勢が確認できる。特定の保育士が継続的に関わることで、子どもは安心感を得て探索へと向かう力を育てている。手洗い時の泡の感触や水の温度など日常の感覚体験を丁寧に扱う姿勢は、後の自然体験や探究活動へと連続する基盤として位置づけられている。</p>
<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>【安心感を基盤に主体性を育む環境構成が行われている】 1・2歳児においては担当制を取り入れ、生活習慣の確立と情緒の安定を図っている。食事は一斉提供ではなく、グループ分けによる時差式で実施し、登園時間や発達段階、配慮を要する状況を踏まえ、担当が中心となって柔軟に構成している点は評価できる。無理のない生活リズムを保障することが、安心感の形成につながっている。また、発表会での経験を日常保育へと還元し、楽器コーナーを設置するなど、子どもが自由に表現できる環境を整えている。生活の安定と自発的な表現活動が相互に支え合う保育が展開されている。</p>
<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>【探究心を育む環境構成と協同的活動が展開されている】 養護と教育を一体的に捉え、安心して生活できる基盤の上に探究活動を位置づける環境構成が行われている。五感を刺激する素材や自然現象に触れられる場を整え、「なんだろうのその先へ」という姿勢のもと、子どもの興味・関心を起点とした活動が継続的かつ意図的に展開されている。個々の育ちを尊重しながら、友だちとの対話や協力を通じて一つの活動をやり遂げる経験を重ねている点も確認できる。行事や日常活動においても、子どもの意見を取り入れながら主体的に取り組める運営がなされている。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>【多様な特性を尊重する包摂的な保育が実践されている】 様々な特性や発達のペースをもつ子どもが同じ生活空間で過ごし、違いを自然に受け止めながら共に育ち合うことを大切にされた保育が展開されている。特定の枠で分けるのではなく、日常の遊びや生活を共有する中で関わりが生まれるような環境が構成されている点は評価できる。個別の支援が必要な場合には、その状況に応じた人的配置や環境調整を行い、集団の中で安心して過ごせる体制が丁寧に整えられている。多様性を前提とした環境づくりが、園の理念とも整合した実践として確認できる。</p>

<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>【在園時間に応じた柔軟な環境調整が行われている】 夕方以降は異年齢で過ごす時間へ移行し、落ち着いた関わりの中で子ども同士が自然に交流できる体制が整えられている。季節や日照時間に応じて活動場所を選択し、日が長い時期は園庭での活動を継続する一方、冬季等は室内でゆったりと過ごすなど無理のない運営が行われている。外気温や明るさを踏まえた活動調整により、長時間在園となる子どもが心身ともに安定して過ごせる環境が適切に構成されている。時間帯や体力差に配慮した対応が、安定した生活リズムの維持にもつながっている。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>【就学を見通した探究型の幼小接続が実践されている】 乳児期に担当制保育を通じて形成された安定した愛着関係を基盤に、年長児では主体的なプロジェクト活動へと発展させている。棚づくり等の活動においては、図鑑や情報端末を活用した調査と実際の道具操作を組み合わせ、思考と実践を往還させる学びが展開されている。これは小学校における主体的・対話的で深い学びにつながる基礎的資質の育成として位置づけられる。また、保育所児童保育要録を通じて育ちの過程を小学校へ丁寧に接続しており、就学移行を見通した計画的かつ継続的な取組が確認できる。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>【専門職と連携した健康管理体制が整備されている】 園に配置された看護師が毎朝の検温や視診を行い、園児の体調変化を把握できる体制が構築されている。また、嘱託医による定期健診や歯科検診を実施し、専門的視点から発育状況を確認している。さらに、乳児期より担当制保育により継続的に関わることで、子ども一人ひとりの平常時の状態を把握しやすい環境が整えられている。言葉にならないサインにも気づきやすく、看護師との情報共有を通じて迅速な対応につなげる仕組みが機能している。加えて、家庭との連絡体制も整えられ、健康情報の共有が日常的に行われている。</p>
<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>	<p>【専門的な保健指導を行い、健康診断の結果を反映させている】 定期的実施する健康診断や歯科健診の結果を、単なる記録に留めず日々の保育や専門的なケアに直接反映させている。食生活指導や歯磨きでは正しい磨き方や習慣づけを教え、口腔内の健康維持を図っている。指導発育・発達状態を把握している。定期的な健診結果は、単なる数値の記録として終わらせるのではなく、日々の関わりや専門的なケアに直接繋がられている。看護師が中心になり、子どもたちが自らの身を守る力を養うための、風邪の予防、プライベートゾーンの話、怪我の手当てなど、多岐にわたる健康管理教育を実施している。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>【医師の指示に基づく組織的なアレルギー対応体制が整備されている】 自園調理を活かし、医師が作成する「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づいて除去食や代替食を提供している。誤食防止のため、盛り付け方法や提供手順を工夫し、視覚的にも区別できる対策を講じている点は評価できる。また、アナフィラキシーや熱性けいれん等に備え、処方薬の預かりについては事前相談と依頼書に基づき適切に管理されている。対象児の情報や緊急時対応は職員間で共有され、日常的な確認と想定訓練を通じて組織的な安全管理体制が構築されている点も評価できる。</p>

A-1-(4) 食事		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>【食を通して自己決定と達成感を育む環境が整えられている】 園では単なる栄養摂取の場にとどまらず、子どもが「食」に興味を持ち、食べることを楽しめるような環境づくりに取り組んでいる。ランチルームを活用し、幼児クラスではセミバイキング形式を取り入れることで、自分の食べられる量を自ら選択する経験を保障している。苦手な食材も量を調整できる工夫により、無理なく完食へとつなげ、達成感を育んでいる。また、日々の丁寧な関わりを通じて食具の扱い方や手指の巧緻性も培われており、食事場面が生活力の育成と結びついている点は評価できる。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>【安心と体験を重ねた食育環境が構築されている】 法人の方針に基づき、安全で安心な給食の提供に努めるとともに、食を体験として捉えた取組が展開されている。野菜洗いや玉ねぎの皮むき、しめじをほぐすなど、本物の食材に日常的に触れる機会を設け、五感を通じた学びを重視している点は評価できる。また、園庭やプランターで育てた野菜を収穫し調理して食べる経験や、調理室の様子が見える環境づくりにより、食材や調理過程への関心を高めている。翌日の食材展示などの工夫も、食への期待感と理解を深める取組として機能しており、安心と主体的な関わりが両立している点も特筆できる。</p>

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b	【共育の理念のもと家庭との連携を強化している】 保護者と保育者が共に子どもを育てるパートナーであるという共育の考え方のもと、日々の連絡帳や面談を通じた丁寧な情報共有が行われている。特に0・1・2歳児においては、食事・睡眠・排便・当日の様子をアプリで伝達し、家庭での状況や朝食内容等も共有することで、生活の連続性を確保している。また、送迎時の会話で十分に伝えきれない場合には、保護者の希望に応じて個人面談を実施するなど柔軟な対応がなされている。ICTの活用により保護者の負担軽減にも配慮しており、家庭と園が双方向に関わる体制が整えられている。	
A-2-(2) 保護者等の支援			
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b	【ICTを活用した情報共有と愛着形成により安心感を醸成している】 ICTを活用した情報共有により、連絡帳アプリを通じて園での様子を写真や動画を交えて丁寧に伝えている。子どもの「できた」という成長の瞬間を可視化して共有することで、子どもと離れている時間の保護者の不安を安心へと転換する工夫がなされている。また、乳幼児期からの担当制保育により愛着関係が築かれており、長期休暇明けでも落ち着いて登園できる姿が見られる点は、日常的な信頼の積み重ねの成果といえる。子どもの主体性を尊重する保育が、「自分を受け入れてくれる安心な場所」としての園の位置づけを確かなものになっている。	
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	【虐待防止と人権擁護を組織的に実践している】 子どもの顔色や傷、あざ、衣服の状態、情緒の変化などを日常的に観察し、不自然な点があれば組織的に記録・共有する体制が整えられている。虐待の背景に保護者の孤立や育児不安があることを踏まえ、連絡帳や面談を通じて悩みを早期に把握し、必要に応じて地域の子育て支援機関や関係機関と連携する予防的関わりを重視している点は評価できる。加えて、職員向け人権研修やセルフチェックリストを年2回実施し園長へ提出するなど、内省と確認の機会を制度化している。通報義務の周知も徹底され、透明性の高い保育環境の維持に努めている。	

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）			
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	【日常的なリフレクションが組織文化として根づいている】 子ども主体のつながる保育を具現化するため、日々の活動を振り返る機会が意図的に設けられている。子どもの興味や探究の過程を捉え直し、次の環境構成や援助へとつなげる循環が形成されている点は評価できる。園全体として定期的な自己評価を実施するほか、職員一人ひとりが自身の強みや課題を整理し、主任・園長との面談を通じて成長目標を明確化する体制も整えられている。また、各行事後には全職員から振り返りを集約し、次年度へ反映する仕組みが機能しており、改善が継続的に積み重ねられている。	